

○ 2021 年（令和 3 年）5 月 1 日からの工事検査体制について

請負金額 130 万円以上の工事は技術検査課で検査していましたが、この金額を原則 500 万円以上とします。詳細は次のとおりです。

請負代金 項目		130万円未満	130万円以上 500万円未満	500万円以上	1億5000万円以上
		検査員 担当課の次長以上	担当課の次長以上 ※	技術検査課の職員	
立会	担当監督員	○	○	○	○
	総括・主任監督員			○	原則 総括監督員
	現場代理人	○	○	○	○
	主任(監理)技術者	○	○	○	○

※ 技術検査課の職員が行う場合もあります。

2021 年（令和 3 年）5 月 1 日以降に検査を行う工事を対象とします。